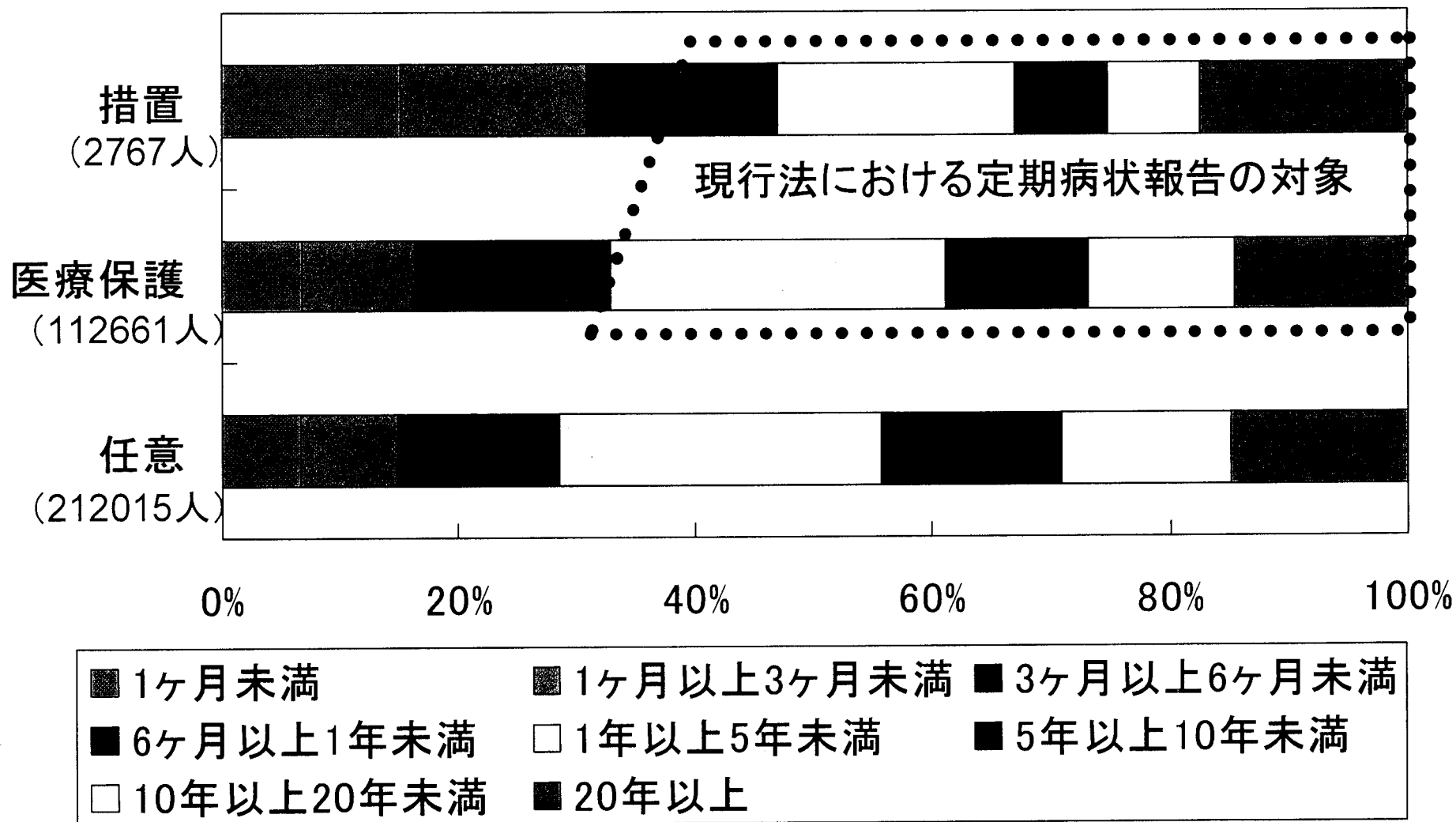


# 措置入院患者を受け入れる病院の基準として考えられるもの(案)

- 措置入院を受け入れる病院としての基準  
(例)常勤の精神保健指定医が二名以上  
病院規模・病床数は不問
- 措置入院患者を適切に治療できる病棟の基準  
(例)3:1以上の看護職員配置
- 治療や処遇の質を担保するための基準  
(例)行動制限最小化委員会の設置
- その他

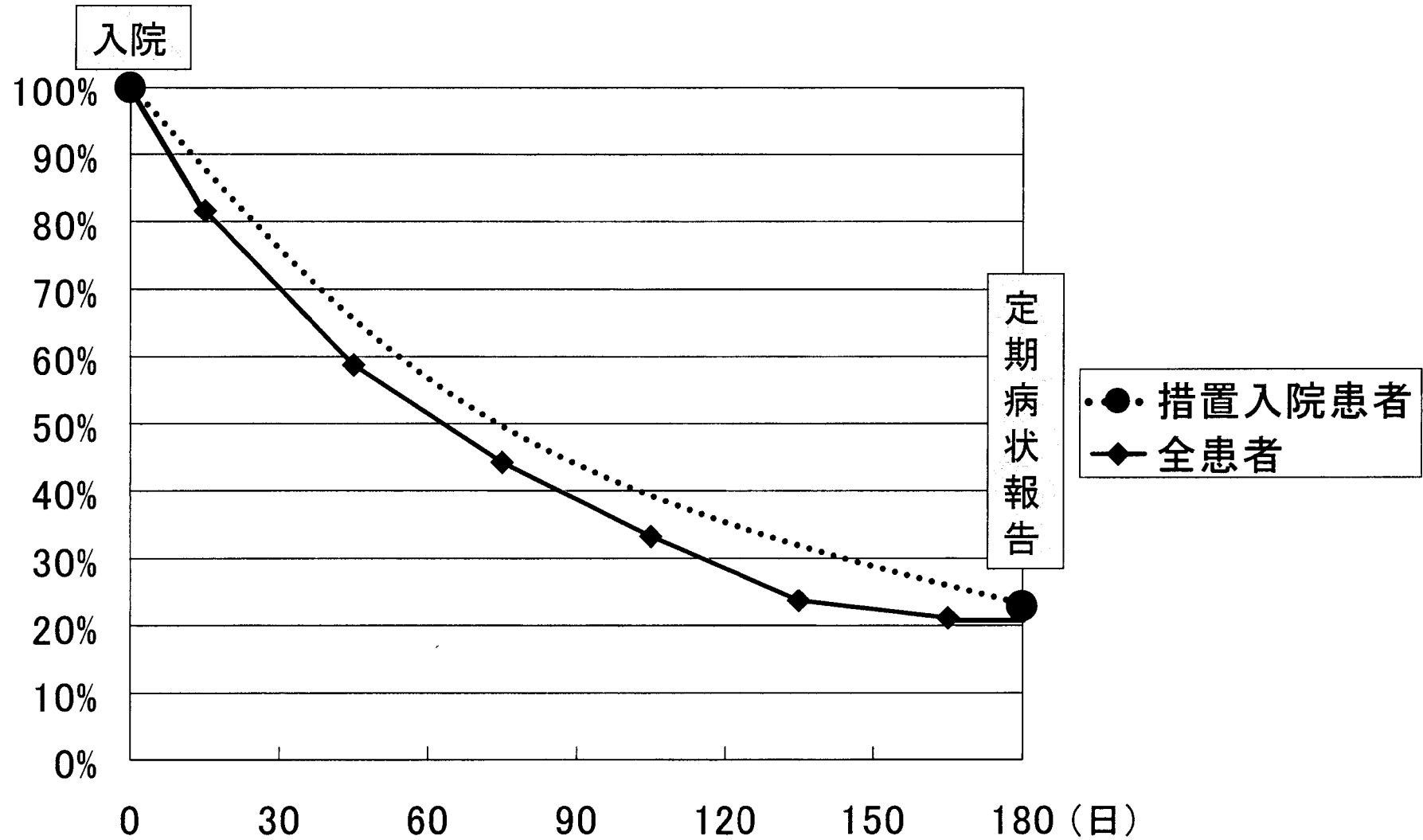
# 入院形態ごとの在院期間

(H14.6.30時点)



資料:精神保健福祉課調 (H14)

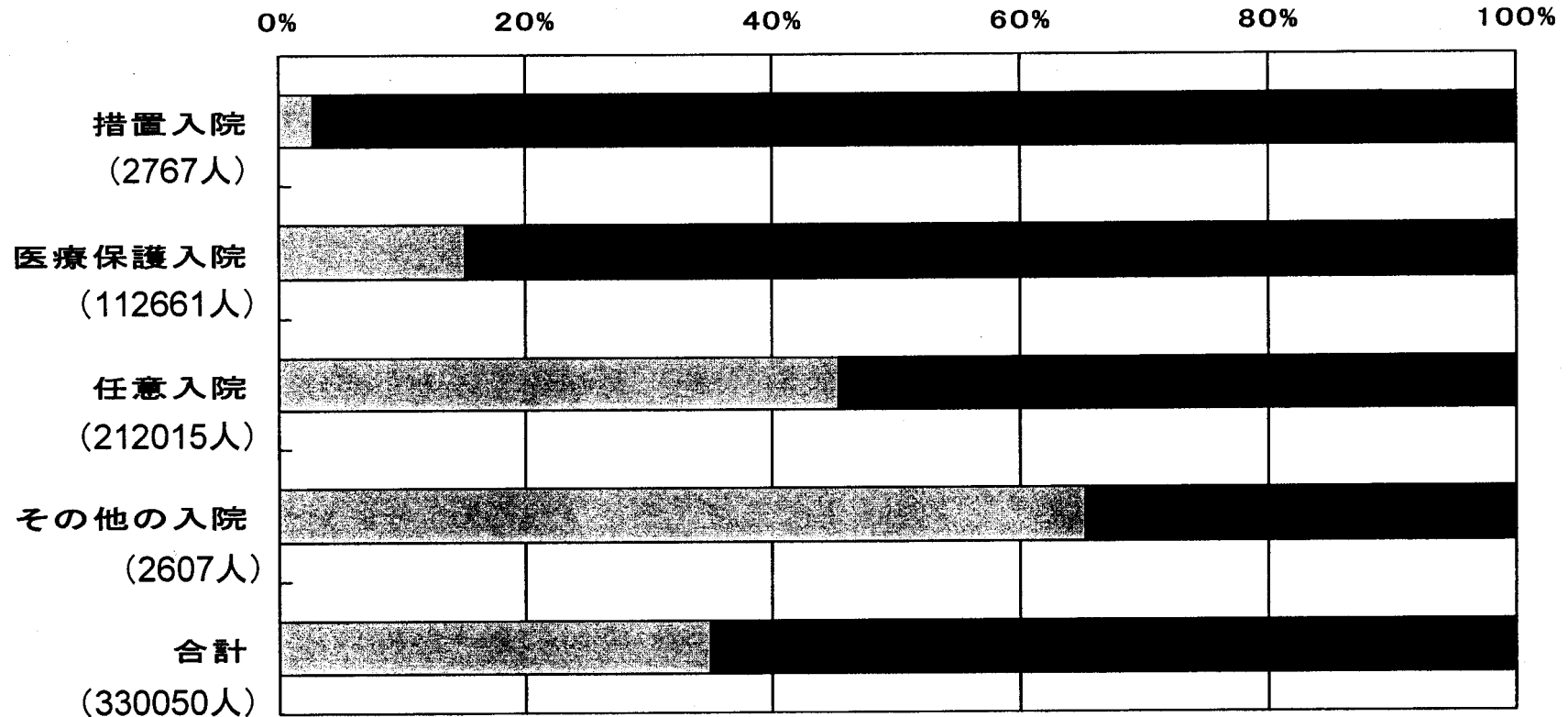
# 措置入院患者の退院曲線



資料：H14厚生労働科学研究・H14精神保健福祉課調

# 入院形態別の処遇

資料：H14精神保健福祉課調



■ 【夜間外開放】少なくとも夜間の時間帯を除き、出入りに施錠していないもの

■ 【個別開放】原則として終日出入口に施錠しているが、その病棟の入院患者の概ね半数以上は、本人の申し出により主治医等の判断によって、夜間の時間帯以外は自由に外出できるもの

■ 【終日閉鎖】出入口を施錠している病棟で個別開放に該当しないもの

# 任意入院者の処遇（開放の制限・人員配置等）

資料：H14精神保健福祉課調

## ○任意入院者の処遇 (H14.6.30)

病棟管理	開放処遇	患者の意思による開放以外の処遇	開放処遇を制限	合計
夜間外開放	94245 (44.5%)	326 (0.2%)	1639 (0.8%)	96210 (45.4%)
個別開放	34171 (16.1%)	5496 (2.6%)	11744 (5.5%)	51411 (24.2%)
終日閉鎖	19793 (9.3%)	23314 (11.0%)	21287 (10.0%)	64394 (30.4%)
合計	148209 (69.9%)	29136 (13.7%)	34670 (16.4%)	212015 (100%)

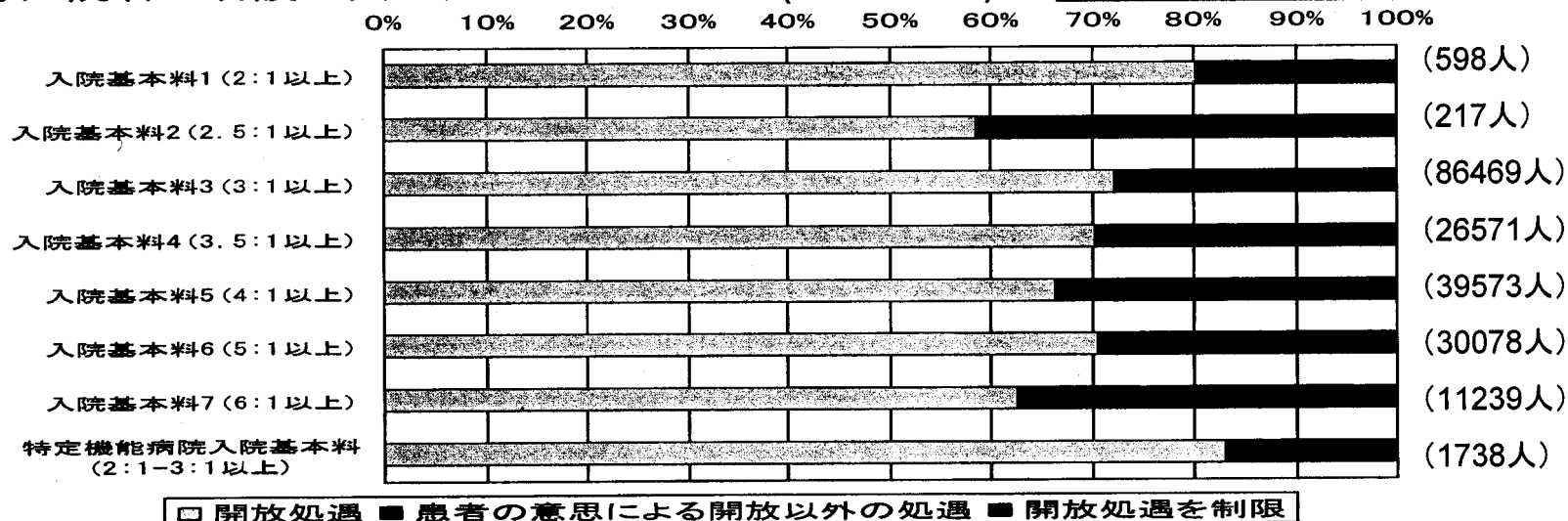
※【夜間外開放】少なくとも夜間の時間帯を除き、出入りに施錠していないもの【個別開放】原則として終日出入口に施錠しているが、その病棟の入院患者の概ね半数以上は、本人の申し出により主治医等の判断によって、夜間の時間帯以外は自由に外出できるもの【終日閉鎖】出入口を施錠している病棟で個別開放に該当しないもの。

※「夜間外開放」の病棟において「開放処遇を制限」「患者の意思による開放以外の処遇」に該当する患者とは、施錠できる病室等に入室している患者をいう。

※ %は、全体の合計に対する割合。

## ○任意入院者の看護人員配置別処遇の状況 (H14.6.30)

任意入院者212015人のうち以下の入院基本料の病床に入院している194740人について示した



# 病棟別の電話設置率

資料：H14精神保健福祉課調

	夜間外 開放	個別開放	終日閉鎖	混合	合計
電話設置	2071	1308	2521	57	5957
電話非設置	318	86	344	0	748
合計	2389	1394	2865	57	6705
電話設置率	86.7%	93.8%	88.0%	100%	88.8%

## プライバシーに配慮した通信手段の確保方策(案)

- ・公衆電話の設置
- ・「PてれほんC(旧ピンク電話)」の導入
- ・プリペイドPHS等による代用